

新體制が登場して以来、今にも經濟組織に大變革が起るかと想はれ、疑心暗鬼の極、銀行預金を引出したり、株を賣飛ばしたりする狼狽者を見こ居ることである。特に言論界に在りても減私奉公、公益優先をば財産奉還や、私有財産及私營業の否認にまで擴充するものが出来る始末で、其が人心を惑はせ國内輿論の混亂を惹起し、延いては總力戦に從事しつつある我國の力を損減して、蔣政權を英米などの期望に副ふ結果となる。徳き過ぎたる公益優先論は實に敵性的の言論として排撃しなければならぬ。我國の常に排斥しつつある共產主義への謡歌以外ならぬのである。

新體制は何故に起らざるを得なかつたか。其は國際情勢が其處に持來つたものに外ならない。我國の戦ひの相手は蔣政權だけではなく、英佛は世界戰争の結果として其の東亞に於ける勢力を失墜したけれども、尙ほソビエットといふ隕然たる援蔣勢力が嚴存するあり、特に米國といふ大なる力が此戰の初めより、そして英國勢力の撤退の後を承けて、今では正面に立ち寒がつて我國の進路を阻止しやうとしつつある。茲に國民は此強敵に對して舉國一致、國力を最大效果的に活用して抗争しなければならぬことになつた。それで新體制では從來の分立抗争したる政策も解消して

關西大學報

新體制と稅制

學長 神戸正雄



大正十一年六月十五日創刊
昭和十五年十一月十日印制
昭和十五年十一月十五日發行

發行人 民運
印 刷 所 上云子自立五番地
谷 口 印 刷 所
大阪市東淀川區長柄
中通三丁目十二番地

第一 新體制と稅制
歐洲の經濟は如何なるか 松原藤山 (二)

良書推薦
戰線の奇遇 中道正雄 (五)

(七)

(九)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)

(八)

(九)

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

(六)

(七)



歐洲の經濟は

如何なるか

松原藤由

獨逸經濟相兼ライヒス・バンク總裁ワルター・フンク博士が、過日ベルリンに於いて各國新聞記者團に對してなした、將來に於ける歐洲經濟の新秩序に關する意見は、各地にセンセイションを捲起すと共に、歐洲經濟に關心を有するものに多大の話題を提供した。彼の意見が何故其の様に問題になるかは、彼の獨逸經濟相兼ライヒス・バンク總裁たるの地位と、歐洲經濟の現段階が、歐洲に支配的勢力を有する獨逸の指導的新經濟政策の實踐に待たねばならぬい状勢のもとに置かれてあるからである。

×

×

常のフンクは一九三六年九月、ナチス第二次四ヶ年經濟計畫（一九三六年十月十七日實施、一九四〇年十月十七日に終つた）の宣言と共に、シャハトに代つて計畫經濟遂行の擔當者となつたもので、經濟相就任の直前は、ナチス建設の知能ダッベルスの助手で宣傳相の副官であつた人である。

先づ問題の歐洲經濟の新秩序に關する彼の意見をうかがつて見よう。

以下は一九四〇年七月二十五日ウインの雑誌 *Si-dest echo* の主筆、ルドルフ・フィッシャの戰後に

於ける歐洲經濟の新秩序に就いての六つの質問に對するフンクの解答(Economics Germany and Europe no. 1, August, 1940 supplement to "news from Germany")に依る)の要旨である。

これは會見談であるから、少し補足して紹介する

ことにしよう。

六つの解答に於いて彼は、歐洲經濟の將來に就いての包括的經濟政策を述べ、来るべき歐洲經濟の新秩序の性格を暗示してゐる。

I. 歐洲經濟の一般的秩序

フンクは言ふ、戰爭が歐洲並に世界經濟の秩序に多大の影響を及ぼすことは極めて自然であり、戰爭終局後於いて獨逸は、イタリーとの密接なる協同のもので、全歐洲に對して獨逸が戰前及び戰争中に多大の成功を獲ち得たところの經濟政策を適用するもので、かつて獨逸經濟を混亂に陥入された自由主義現狀維持の無統制なる經濟政策に追随するものでない。

×

×

II. 生産政策の問題

歐洲には諸種の生産物が缺乏してゐる。隨つて獨逸は歐洲を排他的自給自足經濟たらしめんとするものでなく、世界の他の經濟組織と有無相通の關係に織込まれんとするものである。然し特に注意を要することはバーダー貿易に依り、歐洲の高度化せる產業生産品と世界市場の原料品との交換を行ふといふ事である。

原料資源に就いては、獨逸は自國勢力外の他の衛星國家群に依存するものではない。原料資源に關しては、戰爭遂行中に改良が行はれるし、又戰勝後に於いては石炭、鐵、苛性カリ、木材、合成原料等は今日までの過去に於いて決して、到達し能はざりし程度に豊富になるであらう。

IV. 貿易の問題

通貨の問題は經濟組織に適用される主たる要素で極

めて重要な問題である。獨逸勢力の強大化は、ライヒス・マルクを歐洲に於ける支配的通貨とならしめるであらう。けれども今後完全に自由な通貨制度や爲替制度を樹立したり通貨同盟乃至關稅同盟の結成を意味するものでない。マルクの歐洲支配は、マルクの安定を俟つて始めて可能となる問題である。而して其の確固たる安定はマルクの國際的價格差位の除去と貿易上に於ける未回収債權債務に關する一切の障害が解消されてからでなければならぬ。而してこの障害の除去は、從來の一國對一國の双務的清算貿易並に清算貿易を、第三國又は第四國を介在せしめる、多角的清算貿易並に清算制度に發展せしめることに依つて可能である。そしてこの多角的清算貿易は「金」缺乏の歐洲各國經濟の非常應急對策として多大の利益と便宜とを相互に與へるものである。

ソ貿易は、通商協定に基いて、獨逸の完成品とソビエト原料資源との貿易が、今後益々續行せられるであろう。對米貿易に就いては、アメリカの態度如何が問題で、從來の如く獨逸商品に對して差別的待遇を維持する限り對米貿易は困難に遭遇するが、アメリカが眞に世界貿易の正しい潮流に寄與せんとするならば、世界最大の債權國たると同時に、最大の輸出國たらんとする誤れる觀念を放棄すべきである。若しアメリカが自由主義貿易を依然として固執するならば、國際貸借決済の手段たる「金」は、歐洲通貨としての役割を停止する。この場合、國際交換の價値單位は國家に依つて與へられ、貿易は國家の統制下に置かれる。唯々金は對米貿易に於ける最後的決済の支拂手段としてのみ必要であり、使用されるであらう。けれども今後は、歐洲經濟の自給力が強化されるから對米貿易は止むを得ざる最少限度に收縮される。隨つて「金」の必要量が減少することは勿論である。

何なる貨幣と雖も消費するものではない。随つてライヒス・パンクは勞働逕行を條件として、諸種の爲替手形を發行してゐる。この手形は政府の支拂保證が與へられており、ライヒス・パンクが割引して、通貨の基礎となるものである。又この手形の價格は物價統制と強固なる貨金統制とに依つて變動するものでなく、ライヒス・パンクは、貨幣及び資本の統制に對する獨裁的權力と國民所得の再組織、租稅の國民負擔の均衡等と相待つて統制を行つてゐるから、戰爭財政、特に現下の獨逸の負債の如きは何等心配すべき事柄ではない。

六 戰時經濟から平時經濟への轉換

戦時經濟を平時經濟に如何にして轉換せしめるか、目下的のところ獨逸は、貨幣並に信用に對する需要が驚くべき多額に及んでゐる。この貨幣や信用に對する需要は一朝一夕に創造されるものではなく、隨つて戰後と雖も諸種の重要且つ必要なる生産力の増大に伴つて、貨幣並に信用の獲得が繼續せられるから、平時經濟への轉換などは問題でなく、獨逸經濟は平時に於いても戰時に於いても益々武裝されるものである。次にファンクの歐洲經濟に對する意見が世界の經濟的危機を誘發せしめる懸念なきかの質問に對しては、極めて樂觀的で、そのやうな懸念は微塵も必要であるまい。

(一) 歐洲各國は、獨逸を中心として、生産計畫を樹立、調整し、各々長期の貿易協定のもとに結束すべきである。

五、戦争政の問題

獨逸の東亞計劃は、通商三國全に亘る日支事變の景氣に依つて減少してゐる。然し日本の目的とする強固な支那經濟の再建が確立せられるならば、將來は急激に極めて活況を呈するに至るであらう。

(二) 一定不動の爲替率の確立——即ち歐洲各國の商品貿易に就いては「一國の労働力」をもつて國際交換の價値単位とする經濟制度の樹立、これは現代の清算貿易制度を發展せしめることに依つて可能で

第二は、金の經濟即ちボンド貨に依存し來たつた歐洲經濟の舊秩序を、如何にして離脱せしむるかといふことである。

この問題に就いて、フンクは、一國の勞働力を以つて國際交換の價値單位とする經濟制度の樹立を述べてゐる。去る九月、ベルリンに於いて行はれたる、リカルデイ伊ハ替相との經濟會談の論旨を総合してみると

濟協同體の形式にあたつて次のことが問題になる、即ち第一は、獨逸國內の經濟の場合と同様に經濟協同體の形成に際しては、政治的指導並に相互聯繫が前提的又は併行的條件をなすもので、其の組織的協同を基礎として始めて、經濟的協同體が成立するといふことである。随つて歐洲各國の政治的結合が今後の問題として歐洲廣域經濟協同體確立の根本的原因である。

要するに、フンタの意見は、イタリーとの密接なる提携に依り、ファシスト的ナチス的指導原理たる全體主義的經濟體制に基く歐洲廣域經濟の確立を意圖するものであり、其の内容は歐洲各國の農業、工業、労働力並に原料資源の共同利用を基礎とする生産計劃の國際的調整と強固なる經濟統制とに依り、歐洲の自給を理想とする經濟協同體の形成であらう。即ち歐洲廣域

(三) 農業部面、工業部面並に労働力等の共同利用に依り、歐洲各國の食料資源及び原料資源の確保と國民生活水準の一般的向上を計ること。

(四) 經濟政策（通貨、信用、生産等）の部面に於ける「歐洲各國の協同組織を結成せしめること」等を強調し、將來に於ける歐洲經濟は以上のやうな見解に基いて再組織されるであらうと述べてゐる。

彼は、獨伊の支配下にある歐洲經濟内に於いては、マルクとリラをもつて本位貨幣とし、其の兩者を一定不動の爲替率に依つて結び、他の衛星國家群は各自國內に於いて補助貨幣を流通せしめ、各國相互の貿易を清算制乃至バーチャル制とし、貿易を完全なる國家の統制下に置くことに依つて歐洲經濟を金の經濟より離脱せしめることが可能であると述べてゐる。

昨今の清算制貿易の發展過程並にマルクが、歐洲諸國の標準通貨としての基礎を確立して來てゐる傾向即ち、ライヒス・マルクと歐洲諸國との交換比率がユーロースラヴィヤとは一〇〇マルクは一七二八八ナル、またトルコとは一九八トルコボンド、イススとは一七三、〇一スイス・フラン……と一部分決定され、ライヒス・マルクの安定がみられるのは、フンクの言ふが如く、金の經濟から歐洲經濟が離脱し得ることを立證するものであらうか？

けれども、歐洲諸國家の政治的、國內經濟的事情や又銀行業、或は通貨に關する技術上の困難が相當に介在することを否定するものでない事は明らかである。端的に言へば、フンクの發表せる將來に於ける歐洲經濟の新秩序の要點は金の經濟よりの離脱と自給自足政策の確立といふ二點にあると想へる。それは、また今日の歐洲經濟の現段階から考察して極めて當然のことであらう。

其の理由は、國際經濟界に於いて、八しきに亘り支配的効力を有してゐた國際標準通貨としてのボンド貨幣の疲弊状態と共に、自ら歐洲に於ける地位を完全に絶ち切つたこと並に歐洲に於ける第一次世界大戦と今次の歐洲戦争とに依り、金が殆んどアメリカに流入してしまつて、歐洲には金がないといふ事實に基いてある。

試みに今年八月現在、アメリカに於ける貨幣用金の數字を見ると、二〇〇億ドルで世界總額の二六〇億ドルに對して約八〇%の多量を示し、其の内、外國からの流入金は、一九三四年から今年迄の間に約一二〇億ドルに及んでゐる。この金のアメリカ偏在から、我々は歐洲に於ける金の缺乏の程度を察知し得るし、また歐洲經濟が必然的に金の經濟から離脱せねばならない理由を認めることが出来る。金の經濟から離脱することが歐洲經濟の新秩序の問題であり歐洲廣域經濟協同體の根幹をなすものであらう。

× ×

最後に自給自足政策確立の理由であるが、常識的に見て、今日の歐洲には工業用原料資源、又特に食料資源が不足してゐる。隨つて食料資源のみを見ると、一九三四年から一九三八年に於ける歐洲各國の海外からの輸入は、イエ・ヴァルガの調査に依れば（百萬キントル平均）小麥及び裸麥、三五。玉蜀黍、大麥、燕麥四九。落花生、コブナ、亞麻仁、大豆、四三であると言はれ、歐洲に於いて完全に自給されてゐるのは馬鈴薯のみである。更に米の歐洲の年產額と相等しき量が海外より輸入されてゐることを想起するならば歐洲の食料資源の不足を知ることが出来る。

この歐洲に於ける諸資源の不足が歐洲廣域經濟協同體の形骸を促進せしめ、自給自足政策の確立に向はしめる直接的な原因であらう。次に間接の原因はイギリスの大陸封鎖政策の遂行である。今日、イギリスの大陸封鎖は優秀なる海軍力に依つて依然歐洲大陸を西側より封鎖し得る地位に置かれてゐる。イギリスが日本と直接交戦状態にはいらざる限り、イギリス海軍は大西洋、印度洋を支配し、太平洋から西歐への歐洲諸國の對外貿易を封鎖し得ることが可能である。隨つて、

工業用原料資源食料資源等を對外輸入に依存する歐洲大陸に於いては輸入杜絕が多大の經濟的困窮をもたらし、歐洲經濟を攪亂せしむる危険性が充分ある。またギリシャの如き諸小國が戰亂の渦中に陥入することは歐洲の經濟的窮乏を益々増加せしめるであらう。斯やら、我々は歐洲に於ける金の缺乏の程度を察知し得るし、また歐洲經濟が必然的に金の經濟から離脱せねばならない理由を認めることが出来る。金の經濟から離脱する事が出來るが、これは歐洲經濟をして、自給自足政策の確立に向はしめる間接的な原因であると言ふ可きである。

勿論、フンクは歐洲經濟をして排他的自給自足經濟たらしむるものでないと述べてゐるが、これは歐洲經濟の現段階及び近き將來に於いて、其の確保を望み能はざるが故であつて、寧ろ今日の國際狀勢と各國プロツカ的領域擴大化の動きからみて、歐洲經濟の將來は金の經濟よりの離脱と共に歐洲自給自足の確立を理想とする歐洲廣域經濟協同體の形成に向つて再組織されることが、フンクの意見から考へられるのではなからうか？……要するに「金の經濟」ではなく「物の經濟」の確立——これが將來に於ける歐洲經濟の姿態であろう。（二五、一〇、二四）

——〔筆者は昭一〇年英、昭一三年經卒〕——

C·H·ヘーフォード原著
片岡甚太郎譯
一四六頁
定價一圓

批判 英文學史

（杉大英文學史を僅か七萬語に要約したものである。要約は屢々論理的虚偽を伴ふのであるが原著の眞に客觀的な批評の根據と、公正、妥當、且つ鋭敏な全體の見透しは比類稀であることを公言し得られない。この譯著は現代日本の建設的文化研究の一翼として廣く愛讀を薦め、また高等、大學文科におけるこの種教科のテキストとして利用を乞ひたい。）（譯者する）

同窓への報告書

戰線の奇遇 中道正雄

大阪毎日新聞特選員

(昭三事文率)

故郷離れて幾千里の戦線で親子、兄弟、知己が會遇するといふことは、めったにあり難い。そこにニユース價値がある。戦線は必死報國の場所であるだけに、會遇出来たその人達にとづてそれは全く大きな臺橈である。

僅か九ヶ月の南支從軍に私はこの喜びを四度も味つた。しかもその相手は母校の恩師であり、先輩であつた。しかもその相手は母校の恩師であり、先輩であつた。

この龜井部隊長こそは、我らが恩師で豫科教官だった武士である。私は本年四月西辻隊菊久池中尉(校友、後項参照)に案内されて同部隊長を訪問した。潮州も支那特有の猥雜な街ながら、そのかみ同地出身進士が登龍の謝恩に建立した石造りの進士門が高くまるで稻荷の鳥居のやうに連なる太平路を外れたところの細路に同部隊があつた。不衛生この上ない支那街も、皇軍が駐屯すれば見違へるほど清潔になつて、部隊本部は支那家屋乍ら「蠅を見たら蒋介石と思へ」の標語どほり徹底的に驅逐されて蠅など一匹も居ぬ氣持のよい二階で、私は一時間餘部隊長の忙しい軍務の邪魔をしてゐた。名は失念したが副官も蘭大に學んだことを言葉が出なかつた——といふのはこうなのである。

石井君は私が南支に居ることは知つてゐて、いづれ會



○ ○ ○ ○ ○
者筆・尉中池久菊・長隊部井龜(らか左てつ向)

り同窓で「おう」とお互ひの無事な顔をつき合せたまゝ、しばらくは次の言葉が出なかつたほど嬉しかつたものである。私は恩師、同窓勇士たちの武運長久を祈りつゝ同窓へ報告することにする。、

龜井教官

油頭の北方潮州はタイ國華僑の出身地で潮汕地區接蔣ルートでもあつたが、建造千八百年の歴史を持つ湘子橋があり、韓退之が流罪の地であり、弘法大師が修業の開元寺がある。水鄉、詩古都と懷古的に表現するほうがこの都にびつたりする。だがこの詩の都も皇軍が、昨年六月廿七日堂々入城してから、火野葦平著「潮州記」にもあるごとく、敵乍らも優秀な獨立九旅豫備六師・保安第一、第四團が必死に抵抗したところとて附近討伐戦は、實に本年三月八日坳頂山確保まで連日の如く戦ひが續いたものである。この戦ひについて各部隊の苦心や軍功は、バイアス灣上陸部隊とて枚挙にいとまない程多いが、とりわけわが龜井部隊の戦功は一段と輝いてゐる。

この龜井部隊長こそは、我らが恩師で豫科教官だった武士である。私は本年四月西辻隊菊久池中尉(校友、後項参照)に案内されて同部隊長を訪問した。

石井君、南支へ出發の砌私のために壯行の宴まで張つてくれた石井庄逸君(昭三專法、昭九大法、大阪府議、布施市議、布施市西堤)だつた……と書く

といつ忘れつぱい奴だと石井君は怒るに違ひないが實はお恥しながら故郷の近しい人々の顔も忘れてしまつてゐたほど私は數々の戦場のショックに訓練のない地方人の悲しさ、呆氣てまたのんびりしてゐたものであつた。

石井君はやつぱり私の知人である、府議と並んでしきりにニコついてゐる。ランチが棧橋へ着くを待つもどかしと許り、石井君はまだ勤いてゐるランチから棧橋へ飛移るなり私の手を握つて、しばらくは懐しさに言葉が出なかつた——といふのはこうなのである。

その後同部隊長は同じ南支の○○部隊本部に轉じられたと聞き、その部隊に兩三度訪問したがいつも外出中で再會出来なかつたのは殘念な次第……。

石井大阪府議

三月の海南島殘敵討伐戦が終りに近づいたので同島奥地從軍をうちきり、潮汕作戦に従ふべく油頭に乘んで行つてしまらく○○部隊各部隊を歴訪してみると、大阪から府議經濟觀察團が着くといふので本年四月六日油頭の碼頭まで迎ひに出た。對岸の達濠島はまだ薄く朝靄に包まれてゐる。午前七時、沖の汽船からランチがだん／＼棧橋に近づくにつれ、乗つてゐる人の顔が判つて來た、ふと私はランチの船客の中に「おやあの顔に覺えがあるぞ——どうも思ひ出せん」と獨り氣をもんでもゐたが、向ふでは私めがけて「おーい、中道君!」と呼んでゐる。アツ判つた石井君だッ……私は感極まつて踊り上つて、すんでのことでのことで櫛のない棧橋から濁流にはまり込むほどだつた。

石井君、南支へ出發の砌私のために壯行の宴まで張つてくれた石井庄逸君(昭三專法、昭九大法、大阪府議、布施市議、布施市西堤)だつた……と書くといつ忘れつぱい奴だと石井君は怒るに違ひないが實はお恥しながら故郷の近しい人々の顔も忘れてしまつてゐたほど私は數々の戦場のショックに訓練のない地方人の悲しさ、呆氣てまたのんびりしてゐたものであつた。

こちらに飛廻つてゐるとは思つてゐなかつたらしいし
私も府議團としてまさか石井君が來てくれるとは少し
も知らなかつたのである。その私が變りも變つて戦闘
帽、色あせた從軍服で碼頭に立つてゐやうとは……。
それから石井君は、大抵の視察團や慰問團が足場
のよい都會地でさよならするに反し、トラックに揺ら
れて○○の落合（松）部隊最前線まで赴き砲聲を聞い
て來たとは、さすがに母校出身者だと心強く思つた。
さて私は從軍記事の外に支那に於ける主要事件の
報道といふ任務もあつて、軍以外の機關にも出入しな
ければならなかつたのに、在油數日では市政府へ喰込
みやうもなく悩んでゐたところ、石井君は周油頭市長
の歓迎をうけたのであるが、私のこの懼みを知つて市
長を促し私を同席へ招かしめたものである。日本でも
そなだが支那では事ある毎に一席を設け親交を深める
習慣は強い。市長と食卓を闊んだことによつて、石井君
が廣東方面へ出發した後も私は在油僅日にも拘らず一
年來在油してゐる他社特派員を抜いて市政府に深く喰
込むことが出来得たものである。同窓の有難さを戰地
で味つた次第で、私はその宴席上美しからぬ聲張上げ
で自然の秀麗

「どうした時」「えつ記者さん貴方も關大ですか、僕もそうなりますよ。懐しいなあ」と初対面の二人は忽ち十年の知り合いであります。同中尉は從兵と二人がよりで軍務多忙の折柄であつたが、西湖・筆架山・楓溪・拗頂山と三百間をまるで済しに案内してくれて、私は○○部隊の郷土便りとして格好の記事、寫眞などの材料を充分に蒐集することが出来、心中厚く感謝してゐた。第一夜は西辻部隊長室で將校たちから野戰料理の豚を腹皮ご馳走になつたものである。その席上同窓といふことから距りが薄らいでゐた私と同中尉の間にはこんな對談が生れた。

「ぐるぐる引廻してくたびれたでせう。先輩！」

「先輩は恐縮ですね。貴方こそお忙しいのにすみませんでした。お蔭でよい記事が出来ましたよ」

「いやあ、うちのこれ（親指を一本立て）お客様さんがあると案内役は僕にきまつて命令するのですが、毎度のこととて、殊に昨夜遅く討伐戦からくた／＼になつて歸つたばかりで今日のお客さんだけは断らうことつて、お蔭でゐたのに、お客様さんが學校の先輩と知つてこいつは一つ氣合ひを入れなければならぬと思ひましたよ」

私は心のなかで同窓の強味をしみぐ味はつたものである。（註お客様とは軍人、地方人に限らず遠來者があればその遠來者が何かしらニユースをもつてゐるので部隊では文字通りお客様として待遇するのである。）

共に汗拭ひ比べをやりつゝ山裾を歩いてゐる時だつた。突然菊久池中尉は立止つて「あんたあの中尉を知つてゐるでせう」と六米ほど前方で十五、六名の支那少年たちに取囲まれて歩いて來る中尉を指していつた。

「何處かで見たことのある人ですが――」

「學校ででせう。山の水泳部に居た……おーい。石橋君／＼」

と菊久池中尉はその中尉を大聲で呼ぶと

「何ぢやい！」

と近づいて來た。

「新聞記者さんが僕らの部隊を新聞に載せたいといふて來てくれたのや、記者は記者でも普通の記者と違ふぞ。關大や」

菊久池中尉は關大に力を入れて紹介したのも道理、やつと思ひ出した。この中尉は山の豫科で鳴らしてゐた石橋武中尉（昭七大法・舊姓渡邊、大阪住吉區阪南町中二の三三出身）である。

「ほ、う、關大か、こらよい人が來てくれた。まあ入つてお茶でも飲んで下さい」

と半壊れの支那家屋に案内、通された二階は西百がん／＼當つて火室のやうな奢さ、それでも日本でなら一脚三百圓もする紫檀の椅子や卓など敵散の殘して逃げた豪奢な部屋は石橋中尉の私室（序でに菊久池中尉はお寺の本堂を區切つて私室にしてゐた）で酒保の羊羹の甘さに内地を偲び乍ら學園の思ひ出話に三人はそれからそれへとしやべり續け戦線の會遇を喜んだものであつた。

兩中尉ともバイアス滬敵前上陸以來、○○、○○○○と數多の歴戦に武勳を樹て今なほ活躍を續けてゐる。私は諸兄から慰問の手紙を兩中尉に出されることを切望してゐる。

評書

神話

—解釋學的考察—

高坂正顯著(岩波書店刊)

現實にその根源に於て眺め且それを私が私自身に思惟的に拘はる如き仕方に依つて、即ち内面的行為にて捉へることは哲學の窮屈の課題と見られるのであるが、「凡ゆる本質的現實なるものは私にとつては只私が私自身であることに依つてである。」と強調されることは依つて明なる如く、我々は單に其處にあるのではなく、我々の定存在は我々の根源の現実化の場所として我々に託されてゐるのである。

×-----×

擬て我々の定存在の各瞬間に於て現實性の問題が既に答へられてゐる様に見える、即ち我々は事物と交渉をもち、現實的存在的仕方に從つてゐる。こゝに現實的なものゝ、一見満足すべき現存があるが然しそれが現實的なものゝ全てでないとの意識と共に初めて次の問題が生ずる。即ち私が未だ知らぬし、又未だ私でない現實を願望して、而も材料を處理し、準備をし、計畫を實行する等の活動を通じて世界に於てこの現實に到達し得ない場合、それについての深き哲學的思惟が始まる。かくして本來現實のあるものを空虚に於て知らんとし、更に本來私であるものたらんとし、永遠を願ひ、効果多き行為の

道に進むのである。然しこの認識の方面に進めば遂に現實的なものは方法論的研究の達し得ざる限界となる。かやうにして行為の方向に固有なる存在としての現實的なものを求めるに至る。即ち自主的なる本體の固有の自己存在の現實を求めるのである

紀元二千六百年奉祝會

參列の光榮に浴して

專一商三 南富雄

然し我々が決定的に我々自身であればある程愈々それはひとり我々に依つてでなく、我々以上のものから我々に與へられてあることを経験する。かくして固有の本來の現實はそのまゝの現實ではない。かかる現實

—永遠なる現實と考へられるものは時間なく存立する他者として、又時間の内に停止するものとして求められない。寧ろ現實は我々にとつて一つの過程として其處にある。その内に現實の根源が見出されるべき人間は、一面無限なる宇宙に於ける無力なる微塵であるが他面人間は萬物を認識し、又認識されたるものとしてその内に包み得る本體の深さをもつ。

人間はかく兩面を有する。或は兩者の間にありと云へる。人間は何等の可能なる最終状態、完成の持続、終局を持たない。然し常に同時に終局であり、且途上であるところの完成は可能である。人間の本質の偉大さとその本質的なものはそれ等の瞬間の制約の許にあり。現實的なものは只過程に對してのみ現はれる。而も單なる生起の任意の瞬間にではなく、繰返されず、他に代られず、現實自體の現存が消失してゐる瞬間に難きものに就て、了解する考査者に對する反映の内に現はれる。

世界現實は人間がそれと一致し、かくして本來現實的たり得る全體とは成り得ない。世界として現實は常

一系無窮の寶祐を承け繼ぎ給ひてこゝに二千六百年舉國この佳年を謹ぎ奉る曠古の盛儀が、畏くも天皇皇后兩陛下の行幸啓を仰ぎ奉り、宮城外苑會場に舉行されるに際して、榮えの「奉祝國民歌齊唱團」の團員としてこの奉祝會に參列するを得た榮譽感激は終生忘れる事の出来ない喜びである。

十一月十一日「今こそ祝へこの朝」と我等齊唱團員は、午前九時東京外語に集合し隊伍を整へて十一時過ぎ堂々の行進を起し會場に向ふ。待望のこの日、一億蒼生の赤誠天に通じてか、秋空は清く高く澄み渡り、陽光燐として輝くうちに、軒並に掲揚された國旗は秋風に翻り皇運の益々旺くなるを思はしめる。美はしく響き清められた會場前の道路には、既に入場を始めた參列者の自動車が長蛇の列を作つて走り、肅として規律正しく入場する人々双頬には千載一遇のこの光榮に浴する歡喜と、荒ぶ世界に唯一つゆるがぬ御代に生ひたまし感謝との念で思ひなしか赤らんで居た。

會場の正面中央には殿殿造りの式殿が、大内山の松の翠濃き中に萬邦無比の國體そのものゝ如く嚴として浮び出てゐる。會場は目も醒むばかりの紅白の幔幕に囲はされ、八咫鏡を模したものと二千六百年の文字を配した旗が林立し、式殿の御柱には黃綠紫白赤の五色の錦旗が美しく垂れてゐる。

入場を終へた全國の民草約五萬、恐懼して兩陛下の臨御を御待ち申上ぐるうち、やがて打出された一發の號音、しづまを破つて轟き渡る。宮城御出門の御時刻と洩れ聞き奉る。五萬の赤子、儀仗兵の吹きなす「君

に既に失はれてゐる。全體の完成表象は只惑亂せる調和を示すに過ぎない。例へこのものが透徹せる終局の秩序として、又は其他常に考へられるが如きものであらうとも。

× ··· ··· ×

有と無との間に、絶へず只過程にて、全包括的全體の完成性なしに、凡ゆる場合に人間は歴史的なものとして現實である。歴史性としての現實を把握するとはそれを歴史として知るとか、又更にこの知識の方へ進むとかと云はれるものではない。それは私がそこにある時間的、具體的に現象する現實と一致することに依つて根源に透徹する謂である。

現實の歴史的内成の仕方を指示するものとして擧げられるのは、例へば瞬間に思ふ存分にやり遂げるとか、日課をなすとか、他に代り得ざるものを作成し、且現前せしむとかであつて、更に現在の深さを過去に横はる根據に依つて、又未來を迎へるところの可能なる場所に依つて見出すとか、換言すれば回想と未來の幻想は我々が現在から脱する逃避境ではなく、現在の現實であり、それは現在を永遠なる現在に上昇せしめる。かくして現實は只現前し、且現前するものとして歴史的である。歴史性に依つてのみ私は超越の本來的存在として確實なるものとなる。只超越に依つて可變的定存在が歴史的實體となり得るのである。

以上はヤスバースの歴史的現實に就ての解釋の要約であるが、この長々しき前置きを以て先に出たる高坂博士の名著「歴史的世界」に於て展開せる歴史的現實

の構造の分析の出發點、若しくは根據となれる概念を明かにしたいと思つたのであるが、同博士はこの著述

に於て歴史的世界の底に、歴史以前の世界が潜んでゐることを見出し、それは我々が現在知つてゐるやうな歴史的世界に於ける落伍者と考へられる未開人の世界ではなく、自らの内から高い文化を産出したもの、例へば古代ギリシャ人の世界の如きが、眞の前歴史的世界

と云はるべきであるとし、このギリシャ的世界の成立を明かにし、前歴史的世界の姿を髣髴させんとしたのが同氏の新著「神話」の主要動機であつて、従つて前著とを比較せば外見は小なりと雖もその重要性は序に

もある如く前著「歴史的世界」の後を承けて、却つてその根源をなす「前歴史的世界」の現象學的意味をもてりと書いてある點に於ても明かである。氏はこの新著に於てギリシャ神話を特に祭祀との關聯に於て、これを媒介として神話の解釋學的考察を行つたのであるがこれは彼の引用にある如くハリソン等の出張を妥當としたに依るのであらう。

同博士は歴史の論理は實踐的な論理としてむしろ倫理であるとの見解を持し、ギリシャの哲學史や倫理學史の上でダイモニオンが大きな意味をもてりとして、この點からギリシャの倫理、哲學、宗教の關係を解釋せんとしてゐる。この書の第一章神々の誕生は「思想」に載せられたものである。孰れにしても我國で從來餘り論じられなかつた古代ギリシャに就ての研究がギリシャ的人倫成立の過程、それは方法的には主知主義であり、その内容をなすものはエウダイモニアであることが豊富な資料と巧な叙述によつて明かにされた事は蓋し學界に寄與する處大なりと考へられる。尙著者が他日を期して、ギリシャ悲劇にも觸れられる事を希望して擱筆する。(一五・一・八)

ケ代」の喇叭に緊張その極に達する中を、大内山の松の翠濃きあたり鹵簿蕭として進ませ給ふ。

一同の奉唱する國歌につれて、兩陛下玉座並に御座に着かせ給ひ、やがて高松宮殿の御力強き奉祝詞、外國使臣首ダル＝米大使の奉祝詞を受けさせ給ふ。遙かに仰ぎ奉る龍顔の神々しさ、有難さに胸打ちふるへて歡喜の世界を彷徨ふ。

かくて宴の進捗と共に愈々我等が國民奉祝歌「紀元二千六百年」を齊唱し奉る時となつた。今日の佳き日のために練習を積むこと月餘、この努力が寸時ならずして報いられんとしてゐる。前奏は始つた。さあ歌だ、歌つた。我等は歌つた。唯感涙にむせびながら咽喉も破れんばかり歌ひに歌つた。全てを感激の坩堝の中にぶちこんで……。

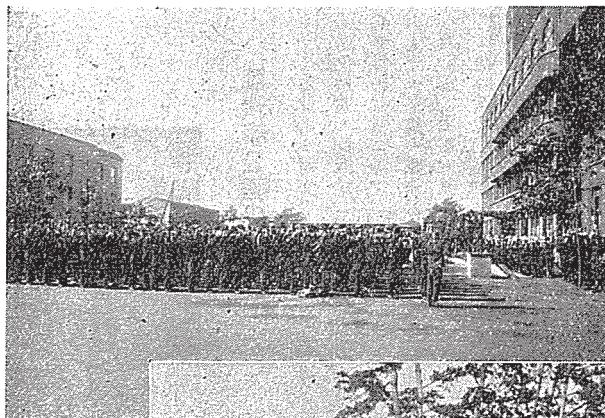
再び軍樂隊の吹奏する「君ヶ代」につれて、兩陛下には宮城に還幸賜あらせられる。未だ醒めやらぬ感激の興奮に包まれて五萬の参列者は規矩肅々と退場する。この一糸も紊れぬ行動を一億一心の現れとして見ると、誰か皇國の悠久無限なる彌榮を疑ふものがあらうか、燐として輝ける白日の下皇國の御稟威は世界に冠たる皇統の無窮と皇謨の宏大を示して此の盛典を閉ぢたのである。

門喜高級書院

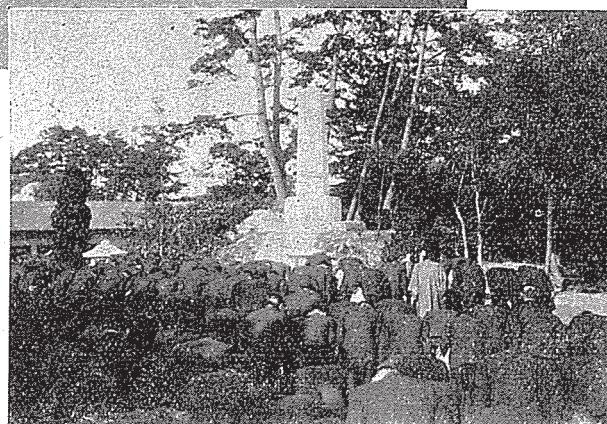


二十段家書

入東筋堂御隠波羅市阪大
三七四四放話電



寫眞説明 「上」は紀元二千六百年記念式典に於ける専門部の萬歳三唱



「下」千里山に於ける學生の忠靈塔參拜

がくほう抄

△村上喜貞教授は東京にて開催された日本諸學振興委員會歴史學會に出張。

昭和十五年度

校友總會御通知

悠遠なる皇謨と一系の皇室を戴いて建國二千六百年の輝やかしき歴史の一齣に際會しました。十一月十日この奉祝式典を舉行した我が國は又此の大いなる年に新體制の發展に擧げて協力して居ります。

△學部、豫科講師グレン・ショウ氏は十月廿四日大阪中央電信局主催の「外國貿易と對外通信懇談會」に三木純吉教授出席する。

△十月十九日(土)、二十日、京都龍谷大學生交通訓練懇談會に八島學生主事出席

△十月廿四日大阪中央電信局主催の「外國貿易と對外通信懇談會」に三木純吉教授出席する。

△十月廿四日大阪中央電信局主催の「外國貿易と對外通信懇談會」に三木純吉教授出席する。

△十月二十一日文部省教學局主催のもとに大阪帝大病院惠濟會館に於て開催された「興西勤勞報國隊協議會」に橋口丹後學生主事補、學部學生上羽庄七出席。

△岩崎教授、十月二十六、七の兩日東大講堂に於ける日本社會學大會に『國家の權威的性格』なる研究を發表、尙十二月十七日より三日間臺北帝大に開催される社會學會大會に出席される等。

△中村良教授、十二月十七日より臺北帝大に開催される日本社會政策學會に出席される。

專二鍛錬壯行會

京都市大教授
經濟學博士

石川興二氏

帝國の危機と新體制の意義

校友各位

關西大學校友會

菊薰の十一月三日、史蹟金剛山で行はれた專門部第二部鍛錬壯行會ハイキングは、本年度に於ける同部全學生の親睦會として出席者三百名、多大の成果を收め刻無事散會し有意義な一日を過した。

校友會報

確固たる中心力

朝鮮支部盛ん

關東州支部、新京支部等と共に外地支部の雄として活動をしてゐる朝鮮では、校友會誌一部既報の通りであるが、支部報告遲延のためその詳細をこゝに掲げます。

△会員數 一二〇名

内諱、北鮮一〇、西鮮一八、中部一一、京城府五七、湖南一〇、南鮮一四、其他在鮮校友は多數と見られてゐるが現在（本年十月）のところ以上の通り

△活動狀況並に計畫

春秋二回總會開催の外月例會、臨時總會を開き相互の親睦と向上に資す。毎回非常な盛會で地方からの參會者を加へて五十名餘、松本支部長、各幹事の盡力によつて益々盛大を期してゐる。會費毎月壹圓、本年は二千六百年記念として會員中より寄附を募り會旗を制定、殘金貳千圓を基本金として積立、校友會館の夢を持つてゐる、其他總會費を節約して國防獻金した事もある。

今のところ計畫としては大きなものはないが、思ひ當れば何時でもやる。何しろ、岡本至徳氏を初め各顧問連は夫々各界の重鎮であるにも拘らず、校友會

の事になれば若い者をおしのけても參割指導して頂けるだから……明治二十九年卒業の松本支部長が若い者の氣持になつて指導役を引受けられる所もある。最近では打ちそろつての魚釣やハイキングの計畫がある。

現在のところ役員は左の通り。
支部長 松本正寛
顧問 岡本至徳 吉田平治郎 寺川三藏
幹事 高橋伊平 太宰明 野田芳
二上吉隆 江藤榮七 大川崎儀二 黒田一男 川島通利
正雄 伊藤國雄 田中豐次 木原安彦 飯田守 石崎儀二 黒田一男 川島通利

〔舊〕 新京中央通一二、滿洲映畫現像所喜多初次方

三、會則

四、會計法

尙左の寫眞は當日の出席者である。



秀麗會例會 於連鎖街五樂

「秀麗會」關東州支部第五十三回例會は思ひ切り繁華の連鎖街で而もこれとは對照的な一室に於て鎧甲冑にかこまれ開催、久し振りに歸郷した室山老を加へて總務十三名、朗らかな談話會が初められたが、先づ平井三朗氏の北支點描談に、石太線附近の敵襲に對する前總官民諸氏の勞苦を偲び話題に華を咲せたが、次で「皇國經濟と全體主義」の論題を取りあげて對論、高濱老對伊達、川野、秀島、室山の聯合軍でいつ果てるとも知れない激戦だつたが何れも國體を前程としての論戰なので何時も微笑ましく感じさせられるが、續く萩原氏の實戰談、はては「アメリカ起つか」或は「旅大路線の電化問題」等豊富に話題をとらへての談話會は現實ばなれのした過去の學生時代

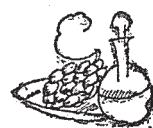
△第十六回國都會例會——九月二十八日
豊樂路中央飯店に於て例會を開催、協和會全國聯合會議に國通記者として出張中の齊々哈爾校友會幹事崎谷三郎君、満洲國中堅官吏講習會に出講在京中の東安省福川壽君、大連支部の寺田英次郎君の歓迎をかねて行はれたが、新顔もそろつて

二、支部事務所（決定）
幹事 村上伊三雄、今村茂、藤田謙一、志岐五六、下原太郎
〔新〕 新京特別市入船町四ノ一六、村上伊三雄方

支部長 三原隆輔
顧問 大山彦一、廣瀬義雄
幹事長 佐藤丈夫
幹事 村上伊三雄、今村茂、藤田謙一、志岐五六、下原太郎
〔新〕 新京特別市入船町四ノ一六、村上伊三雄方

會員消息

- 奥本 幸夫 (昭十三專一法) 兵庫縣川邊郡立花村阪急塚
口住宅地、松澤方に轉居
- 川島 黃藏 (昭五 專法) 門司市白木崎六、淺野セメ
ント會社支店に轉勤
- 石山豊太郎 (昭三 專法) 京都地方裁判所勤務、上京
區賀茂前畠町一九ノ五に轉居
- 糸 重榮 (昭六 專法) 門司船員職業紹介所長に就
任
- 池上 直臣 (昭十一專二法) 實業署より菊水橋署に轉勤
- 神戸市濱區菊水町四ノ八ノ一〇に轉居
- 生島 敏三 (昭十一專二法) 神戸市濱
稻山王町二ノ七四に轉居
- 稻山 久彌 (昭十二專二法) 神戸市灘區辰中町二ノ二四
に轉居
- 石合 善吉 (昭十二專二法) 山陽板紙會社に轉勤
- 池田 長久 (昭十五專二法) 長崎縣南高來郡布津村に轉
居
- 市川 宣 (昭十五專二法) 吹田市片山前旭ヶ丘莊園に
轉居
- 上阪 翁 (昭十四專一經) 西成區玉出本通五、呉に轉
居
- 植山 義治 (昭十五專二商) 蒙疆學院を卒業し、蒙古聯
合自治政府財務部大同稅務監督署に勤務
- 江崎 基 (昭十五大商) 滿洲國政府經濟部商務司調
查科勤務、新京市第六代用官舍南湖寮一四三號
- 奥村 正一 (昭六 大法) 東洋鋼業會社勤務、住所は
兵庫縣武庫郡瓦木村高木上河原三一〇
- 岡本 治男 (昭六 專經) 濱町驛より大阪鐵道局工務
部庶務課に轉勤、住居は奈良縣北葛城郡箸尾町的場
番
- 大久保一郎 (昭八專一經) 中河内郡枚岡村豐浦八六四
番
- 森村岸郎方 (昭九專一法) 神戸市灘區原田通六ノ四七
五に移轉
- 奥山 直武 (昭九專一法) 神戸市灘區原田通六ノ四七
五に移轉
- 鈴木 良 (昭十專一法) 滿洲國政府農部畜產司事
務官に就任、住所は新東慈光胡同五〇九、岸田方
千田 陽一 (昭十五專二商) 尼崎市昭和通五ノ一四八、
鹽見方に轉居
- 貝柳 清胤 (昭八專二法) 東區備後町二、野村銀行本
店在勤
- 川崎 政勝 (昭九專二法) 新京特別市大經路、滿洲國
勞工協會監理部、輔專科職業股に勤務
- 金 一培 (昭七 專法) 金田弘と改姓名、忠清南
道瑞山郡廳に奉職中
- 木下 昌夫 (昭十五大政) 鞍山市大和區南十一條町、
昭和寮六六號に轉居
- 忽那文治郎 (大三 專商) 上海西華德路九五號丸加洋
行勤務、住所は同北四川路永豐坊五六號
- 國府 治郎 (昭七 專法) 東京市杉並區天沼三ノ七四
一に轉居
- 近藤 正夫 (昭十五專二法) 西淀川區塚本町四丁に轉居
- 澤田 康治 (昭十三天法) 住吉區杭金町二五六に轉居
- 佐々木啓二 (昭十三專二法) 兵庫縣川邊郡立花村水堂福
住三一に轉居
- 澤見 初次 (昭十四專二商) 西區土佐堀通二ノ二に轉居
- 執印 正俊 (昭六 大政) 堺市淺香山町九〇五に轉居
- 白水 後一 (昭六 專商) 福岡縣飯塚市外一瀬町元町
- 柴田 由徳 (昭十四專英) 東京E・C工業會社大阪出
宿
- 張所會計課勤務、西淀川區野里町二云香露園茶舗止
Sampaio Brasil
- 禾 真澄 (昭八專二法) 滿洲國安東市濱江分區、東
洋人總會社安東工場に勤務
- 杉山 志敏 (大十四專經) 京城帝大學生課主任に就任
住所は京城東崇町大學官舍
- 原 敏雄 (昭七 專商) 三和銀行福岡支店に轉勤、
このほど歸還、東京化學工業所取締役兼工場長に
歸任、住所は東京市江戸川區小松川一ノ二九
一に轉居
- 辻 義滿 (昭五十四專英) 西淀川區野里町二云三に轉居
- 辻 義滿 (昭十四專一商) 京都府伏見區横大路畔ノ内
高橋 豐隆 (昭十四專一商) 京都府伏見區横大路畔ノ内
二三、日本發送電社宅第一號に轉居
- 辻 義滿 (昭五十四專英) 西淀川區野里町二云三に轉居
- 德永 豊爾 (昭十二專一法) 大阪機工會社より福岡市大
字庄、九州送電會社に轉勤
- 友國 定市 (昭十三大商) 福原と改姓、住友金屬工業
會社鋼管部より長崎市袋町、同社出張所に轉勤
- 中尾 宜雄 (昭十二大經) 戰線より凱旋され、從前通
り豊崎伸銅所に勤務
- 中辻庸三郎 (昭十三大法) 前田と改姓、大平海上火災
保險會社に轉勤、自宅は堺市少林寺町東一ノ五ノ三
- 西本 五郎 (昭十五專二法) 蒙疆學院を卒業、蒙古聯合
自治政府地政總署地政科に奉職
- 野口 季夫 (昭八專一商) ブラジル國サンパウロ、モ
ンテデステ商會勤務、宛名は a/c Fazenda Monte
Deste Ltd. Caixa Postal 59 Campinas Estado de
São Paulo Brasil
- 萩原豊三郎 (昭十專二法) 北河内郡枚方町中振二五四
号



川柳から見た

日本的法律思想

春原源太郎

川柳の庶民生活描寫は必然的に時代の法律生活描寫を含む。文學を通じて法律生活の様相を探ねることは既に屢々試みられたところであつて（註二）法律生活に接觸面をもつ小説、戯曲の類が必ずしも正確に法律生活の實相を把握してゐるかどうかは直に首肯され得ないとしても、渺くとも一部の眞實、換言すれば法條の適用だけでなく、法律生活の思想内容に觸れるものといふやうなものを多分に持つてゐるのではないか。

例へば頼母子講の如き、その語源について「タノム、モシ／＼」の依頼の轉訛したものだと謂はれる（註二）が完備した今日の法律に於てすら解決は判例に委ねられてゐる程である。

川柳の如く多くの扮飾を持たず率直に表現されるるものの中には、川柳として多少の誇張は免れないとしても、特に私法の不文法時代の長かつた我法制史解明の上にも、その裏面の社會生活を理解する爲に今日、古川柳が色々な意味からその資料として取上げられてゐることも興味あることであつて（註三）現代の川柳家の努力も後世文化史的價値をもつて至る譯である。

一、印鑑

こと金に觸れる名刺に判を押し 鯛車
實印を三つ並べて金を借り 山紫
水晶と並ぶ保證の黄楊の印 圓頂
未亡人金出すだけの判を持ち 佛寛子
借用證に判、領收證に判と日本人の生活に印章なしで

川柳の庶民生活描寫は必然的に時代の法律生活描寫を含む。文學を通じて法律生活の様相を探ねることは既に屢々試みられたところであつて（註二）法律生活に接觸面をもつ小説、戯曲の類が必ずしも正確に法律生活の實相を把握してゐるかどうかは直に首肯され得ないとしても、渺くとも一部の眞實、換言すれば法條の適用だけでなく、法律生活の思想内容に觸れるものといふやうなものを多分に持つてゐるのではないか。

例へば頼母子講の如き、その語源について「タノム、モシ／＼」の依頼の轉訛したものだと謂はれる（註二）が完備した今日の法律に於てすら解決は判例に委ねられてゐる程である。

川柳の如く多くの扮飾を持たず率直に表現されるるものの中には、川柳として多少の誇張は免れないとしても、特に私法の不文法時代の長かつた我法制史解明の上にも、その裏面の社會生活を理解する爲に今日、古川柳が色々な意味からその資料として取上げられてゐることも興味あることであつて（註三）現代の川柳家の努力も後世文化史的價値をもつて至る譯である。

一、印鑑

こと金に觸れる名刺に判を押し 鯛車
實印を三つ並べて金を借り 山紫
水晶と並ぶ保證の黄楊の印 圓頂
未亡人金出すだけの判を持ち 佛寛子
借用證に判、領收證に判と日本人の生活に印章なしで

は適せない。法律は署名を重視する筈であるが（註四）署名だけで捺印のない手形など何となく頼りない氣がする。反対にたとひ三文判でも押してあればそれで安心する。

爪印をとつて氣まづい借が済み 京
異同識別の爲には法醫學上最も正確なものとされる捺印も捺印の代用といふに過ぎない。

實印の二つに割れる所に押し 堺二
從て捺印は記名の下だけでなく數枚にわたるときは割印と稱し書類の繼續を示す爲に契印をし、加除訂正にも捺印する。

銀行で判をきれいにして貰ひ 勝人
實印を讀むに骨折る役が居る 彩古
會計係などで印鑑對照に斜に折つたり重さねてみたりしてあるのも特異な風景であらう。

どう辯解しても押したが落度なり 充弘
判を捺したといふことによつて責任を感じるのが日本人的考方であるが………

證文にすぐおす判を 小作持ち 午朗
捺印の責任を餘り重視することも間違である。古くは證文にぐちを書かぬは目なし也 拾一〇

署名の外に書判といふものが用ひられたが、今日實印登録制度が論議されるやうになつて（註六）印鑑證明者の責任迄も問はれる例を生じた（註六）。
御迷惑おかけしません判を借り 麗川
請判に立つて世間の裏を知り 同
保證することを請判といひ、保證して貰ふことを判を取立も從て權柄づくであつたといふ。

「我等據るなき要用有之」とか「御年貢上納に差詰り」とか借用に至る理由の如き泣事めいた事を書いたものであるが、座頭錢には「官金の内借用」の文句を入れ

借りるといふ。保證した爲に迷惑をかけられると、判がよりといふ。判を通じて責任を負擔するといふ意味だらう。

二、貸 借

借用證 疑ひ切つた字を列べ 漫歩
借用證に辨済期を定め乍ら「債務者ニ不信用ノ行爲アリト債權者ニ於テ認メタルトキ」は辨済期到来する等の約款が附せられてある債務者の經濟事情に従ふといふより何の爲に辨済期を定めたか解らなくなるようなこととなる。

貸してゐる方は厘位を切上げる 孤舟
言譯もつきて借りてる強味なり 勝人
これも人情である。

證文の外に世間は利子を取り 不凡
天引利息 手數料等と證文に書かぬ利息をとる。
高利貸 やゝもすれば蒲團へ手 青明
金色夜叉の流行した時代こんな芝居に義賃の血を沸かせたものであるが、今日ではこう云つた風景は見られなくなつた。高利貸に關する句は多いが、その内特殊なものに座頭錢、藏宿がある。

面白くおどる座頭の 五兩一 柳四九
貸方をぶつて済むかと目なししかし 柳六
座頭はもと盲人の官位であつたが、徳川幕府が盲人保護の目的から官金貸付の名目で高利貸を許し短期、高利の金貸をした。期限は三ヶ月、利息も十兩一分と云はれるが、もつと高利であつた様で、右の「五兩一」とすると十兩二分になる。

證文にぐちを書かぬは目なし也 拾一〇
「我等據るなき要用有之」とか「御年貢上納に差詰り」とか借用に至る理由の如き泣事めいた事を書いたものであるが、座頭錢には「官金の内借用」の文句を入れ

藏宿は二分づゝ玉に疵をつけ 柳三三
藏宿でよんどころなくそりを打ち 全三
藏宿とは兩替屋で手形の發達は藏宿からと謂はれる。

一面旗本の金融機關でもあつた。

百貫のかたに麻上下をくれ 柳四一

氣のよわいかけ取笠を取て来る 同

柳柳五編に「分散に仲をば離者に押つ付ける」といふ

句もある。昔から回収不能の債權に「百両の貸しに編笠

一つ」といふ。

三、妻と妻

正式の妻に代書がしてくれる 小鮎

内縁と法律上の妻とは婚姻届の有無によつて異なる。内

縁といふやうな言葉は民法改正の上は消えるであらう

が、正式の妻にしてくれるのは親でも媒酌人でもなく

届書を書く代書のやうなものである。

主従は三世、夫婦は二世と言ふ、極端な事實婚主義の

徳川時代重婚を罰し若妻が認められたのは矛盾である

が、「儀制令」新律綱領に妻の親等を定めたのは、舊

思想の影響であらう(註七)一世半とも二世半とも計

算の出来ない妻契約は善良の風俗に反するものとして

無効である。斯の如く國民の法律感情を是正したのも

現行民法後判例發達の功績である。

四、嫡出子と私生子

來た月を入れてはつ／＼くらいなり 柳三

長男の名前へ祖父の頭文字 竹雲

第一句は民法第八二〇條第二項の嫡出推定の問題として面白い(註八)祖先を襲名するは「家」なる家團尊

重の傳統である。

私生子へ泣かぬ女となる覺悟 詩案坊

母となる眞劍父となる遊戯 鉄花坊

燒香へ問題の子の影見えず 當百

日陰者としての私生子處遇は現行法により生じ今後に残される問題である。

勝本は融通のきかぬことを書き 流水

私生子制度が改正されると私生子、庶子の記載は何と

變るであらう。

五、離婚

離婚

離婚に關する史料的價値をもつ川柳は多い柳樽中、

縁切寺として有名な松ヶ岡東慶寺に關する句だけでも二百六十句もあるといふから色々な方面から研究され

(註九)穂積博士も「縁切寺の事に私が氣が附いたのは、多分川柳のお蔭たつたと思ふ」と述懐して居られる(註

一〇)極端な事實婚主義をとり許婚も婚姻に準じ喪に服し

姦罪を認めた徳川時代に何故離婚に際してのみ離縁状を必要としたか、御定書律令要略等の密通の事として

表れた法律思想は興味あるものである。

尚縁切寺については東慶寺の外に滿徳寺も數へれて居るが寺院が宗教上の迷信的なものとしてではなく堂々と法制上の根據を持ち尼寺生活三年にして離縁となつたところに興味がある。

居るも歸るも丸くなる松が岡 柳四六

而も寺は積極的に調停の勞をとり、不成立に終つたときには尼となり三年にして離婚を許した。

松が岡どこに居たのか狭いこと 水府

お彼岸に錢の音せぬ松ヶ岡 雀郎

今日特別な關心を持つ者の外は忘れられた庵寺であらう。

必要としたのであるまいか。

註一、中田薰博士「徳川時代の文學に見えたる私法」

註二、細川龜市氏「日本固有法の展開」三五頁

註三、隈崎渡氏「日本法制史三四八頁四一九頁高

田義一郎博士「世相表裏の醫學的研究」——川

婚制度の研究——縁切寺と川柳

註四、商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律

註五、廣瀬嘉雄氏「日本の私法制度論考」記名捺印

論「高田源清氏「捺印と印鑑登録制度」民商

法雑誌一卷六號

註六、大判昭一三(オ)六九四、集一七卷二四號

註七、和田千一博士「親族法」

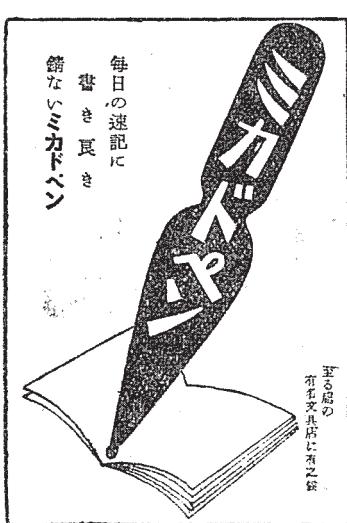
註八、穂積重遠博士「續有闇法學」三五一頁

註九、勝本正晃博士「法律ヨリ見タル日本文學」九

一頁、井澤鳴海氏「宗教行政三號

註一〇、穂積重遠博士「離婚制度の研究」

註一一、家族制度全集二卷、穂積重遠博士二八五頁



各學園の動き

—新體制への方面を覗く—

新體制は政治ばかりでなく、經濟に文化に國民生活の全般にわたつて浸潤して來たが、我々學園も之に對して、象牙の塔々にのみにたてこまる事は許されなくなつて來た。我々の懷いてゐる思想が自由主義の上に立つものであつたと同時に現在我々を收容してゐる學校の機構自體が現情勢に反するものなのである。これがため、全學生間には新らしい息吹をして、學園新體制への動きが見られてゐるが、學校當局に於ても「學校百年の計」として慎重が期せられてゐる。然し一部學生間では生温るとして學外運動へ轉化せんとしてゐる向もあるので此點、學長先生よりは御諭しの御言葉があつた。さてこそと一方學外に眼を轉じて他の大學專門學校はどうかと覗きを入れて見や

の大きな學區になると利害とか勞筋は困難の様である。一方、私學でもこれが體制を完成してゐることもあるのであるが、全般を通じて左の様な傾向にあるのではないかと思はれる。

一、學内全般に涉つて、即ち學校の方針から學友會に至る迄改革せんとするもの

二、授業制度に就いて検討を加へんとするもの

三、學友會にのみ改革を施さうとするもの

以上何れに就いても是非は論ぜられないと思ふが、一項のものにあつては、學校自身の教育方針、經營方針に於て現情と相容れないものがある處であるか或は一大轉換を表明せんとするところで、二は大量の學生を有し從來から授業方法に就

のみでなく學外指導をも掌らしめる、この意味から學生側に於ける方が適確であるとし、「指導部」(假稱)の案もある。

二、教職員の研究助成と教育者としての訓練

教職員をして内地留學研究旅行などによつて研究を助成し又新任の教職員は學生課又は寄宿舍々監などを勤務せしめ、學生訓育と教育行政の體験を得せしめる。

三、獎學育英制度の設置擴大

現在あるものを更に擴大、又は別途獎學制度を設くる事。

四、熟生々活の道徳化、精神的肉體的武裝準備

ゐる。又別に豫科では幹事會（學友會委員會）と學級代表（學級委員會）との合議により體制を整へんとしてゐる。三の代表的なものとしては關學、龍谷などあり、兩校とも既に完成してゐるもので、關學は「關西學院奉公會」を組織、總務、鍛鍊、國防、文化、厚生の五部を設けてゐる。龍大は學友會々則を變更、關學と同様の組織を持ち、各部長、班長（部を細分して班とす）に教授を委嘱、幹事に學生を置き、別に協議會を設ける。其他東大、京大では全般を通じての改革はないが個々の組織を變革統合などしてゐる。

一の場合の例として慶應義塾が挙げられる。

二の代表的なものとして東京商大を見る

先づ考へられる事は「官學」と「私學」であるが、一體に官學の方が敏感と云ふか現在の所即應の體制準備に忙殺されると、いつた態だが之が、東大、京大等

以上何れに就いても是非論議せられないと思ふが、一項のものにつては、學校自身の教育方針、經營方針に於て現情と相容れないものがある處であるか或は一大轉換を表明せんとするところで、二は大量の學生を有し從來から授業方法に就て非難をうけてゐたものの教授、學生の間を親密にといふ建前からの二方面が見られる。三は單に學友會の改組で事たりとするもの或は學友會を除く外の機構は整備してゐるものであるらしい。之等に就いて一應具體的な例を示して見よう。

イ、「居常懈るべからず」として塾生守則を定め、又新入生は山中山莊等によつて厳格な訓練を施す。

大體如上の通りであるが、さて何れが
良く、何れが非とは云へない。然し學校
各自の特徴を生かして改革さるべきであ
り當局からの指令そのままの鵜呑みでは
困るのである。そして學生側からの盛上
る聲が必要ではなからうか。

最 新 刊

辯護士 井野 博道 著

相 競賣 法 論

菊版上製 三元頁
定價參圓八拾錢

送料貳拾貳錢

競賣法ハ從來兎角難解ノ法トシテ敬遠セラレ、爲メニ斯法解釋ノ分野ニ於テハ今猶理論ノ整調ヲ見ザル所頗ル多ク、荒蕪ノ地ヲ廣ク餘セル點ニ於テハ恐ラク民事法中ノ最タルモノデアラウ。著者ハ如上ノ狀態ニ自ラ懶ラズ夙ニ斯法ノ研鑽ニ從事シ其途上、或ハ母法タル外國法ヲ討尋シ、或ハ斯法立法ノ趣旨ヲ究明シ又判例、學說ヲ普ク検討スル等、心血ヲ之ニ傾倒シ、遂ニ斯法ニ遍滿スル一貫精到ノ理論ヲ諦觀スルコトヲ得テ、從來斯法ノ推進ヲ阻塞セル幾多ノ疑義難問ヲ解消シ餘ス所ナキニ至レリ。若シ夫レ競賣事件ノ實務ヲ處理スルニ當リ本書ヲ参考シテ案件ニ對處セバ圓融無礙ノ妙趣ヲ飽喫スルニ於テ遺憾ナカルベシ。敢テ朝野法曹諸彦ノ御高讀ヲ薦ム。

第一編 總論

第一章 競賣法ノ性質 第二章 競賣法ニ於ケル競賣ノ觀念 第三章 競賣ノ效力 第四章 競賣手續ノ主體 第五章 競賣手續ノ一般 第六章 競賣手續ニ關スル救正 第七章 競賣法ニ於ケル執行ノ停止及制限 第八章 競賣ノ費用 第九章 競賣法ニ依ル執行ト他ノ執行

一次 目二

第二編 各論

第一章 動產ノ競賣 第二章 不動產ノ競賣 第三章 船舶ノ競賣 第四章 增價競賣